

ご確認ください

# 愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和4年10月5日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **853** 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(089-935-5205)又は松山(089-917-5250)・新居浜(0897-37-0151)・今治(0898-32-4560)・八幡浜(0894-22-1750)・宇和島(0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！  
事業場内最低賃金を引き上げる場合の  
助成制度があります。  
詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度  検索 

最低賃金に関する特設サイト  
<http://pc.saiteichingin.info/>

## 令和4年度業務改善助成金～最低賃金引上げに向けた中小企業の生産性向上の取組を支援します！～

事業場内の最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。令和4年度の交付申請手続きの締切は**令和5年1月31日（火）**です。

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場  事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内  事業場規模100人以下	愛媛県内の事業所はこちら  【事業場内最低賃金900円未満】 <b>4 / 5</b> 生産性要件を満たした場合は <b>9 / 10</b>  【事業場内最低賃金900円以上】 <b>3 / 4</b> 生産性要件を満たした場合は <b>4 / 5</b>
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
	10人以上（ ）	120万円		
45円コース	1人	45万円		
	2～3人	70万円		
	4～6人	100万円		
	7人以上	150万円		
	10人以上（ ）	180万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
	10人以上（ ）	300万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		
	10人以上（ ）	600万円		

（ ）10人以上の上限額区分は、以下 または のいずれかに該当する事業場が対象となります。  
 賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場  
 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

### お問い合わせ・申請先

一般的なお問い合わせ 業務改善助成金コールセンター（TEL 0120-366-440）（受付時間 平日8:30～17:15）  
 申請窓口 愛媛労働局雇用環境・均等室（TEL089-935-5222）松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階  
 生産性向上の取組・賃金規定の見直しなど助成金の活用に関する幅広いご相談はこちら  
 愛媛働き方改革推進支援センター（TEL0120-005-262）松山市大手町2丁目5-7 別館1階  
 mail: [hataraki1@csc-ehime.jp](mailto:hataraki1@csc-ehime.jp) 社会保険労務士等の専門家が取組について御相談に応じます！